処理施設搬入までの流れ

ごみステーションに出す燃えるごみ（家庭系ごみ）

各家庭が持ち込む燃えるごみ（家庭系ごみ）

事業者の燃えるごみ（事業系ごみ）

小川地区衛生組合

寄居バイオガスプラント

寄居工場

※各家庭からの持込ごみと事業系ごみは、小川地区衛生組合に搬入し、計量などを実施します。

★分別方法の変更★

処理施設の変更に伴い、左記のとおり燃えるごみの分別方法が変わります。令和４年４月から燃えるごみを出す際はご注意ください。

※詳しくは、令和４年度の人権・情報カレンダーや東秩父村のホームページでお知らせします。

分別方法が変更になるもの	４月１日からの新たな出し方
カーテン、カーペット、絨毯、シーツ、タオルケットなど	粗大ごみ　※切断しても不可
衣類・布類	衣類（資源回収）※切断しても不可
最長辺５０㎝以内、太さ３㎝未満の枝など	最長辺４０㎝以内とし、３０㎝程度に束ねて燃えるごみ ※太さ３㎝以上の枝は粗大ごみ
太さ３㎝以上の板など	粗大ごみ
カバン・皮製品（３０㎝以内）	廃プラスチック ※３０㎝以上は、粗大ごみ

※「粗大ごみ」は、小川地区衛生組合に直接搬入で適正に処理してください。
また、車等がなく直接搬入できない場合は戸別収集（有料）がございますので保健衛生課にお問合せください。

燃えるごみへの混入を禁止するもの

左記に記載する品目は処理施設の故障やメタン発酵を阻害する原因となるため、燃えるごみに混入してはいけません。正しく分別し、適切な処分をお願いいたします。

①感染性医療廃棄物
②殺虫剤、殺菌剤、農薬等の薬品類、塗料等
③火薬、ガスボンベ、ライター、スプレー缶等の爆発性物質
④金属
⑤布団、絨毯、毛布、カーテン
※切断しても不可
⑥シート、縄、紐類※幅50㎝、長さ50㎝以上のもの
⑦ガラス、石、岩
⑧廃油、廃酸、廃アルカリ
※食用以外のもの
⑨レンガ、コンクリート
⑩家具、板、木（枝）
※太さ3㎝、最長辺40㎝以上のもの
⑪ロール紙、大きな紙、圧縮した紙
⑫家電製品
⑬蛍光灯、照明器具
⑭水銀、バッテリー、電池
⑮著しく悪臭を発するもの
※今後、追加される場合があります。

問合せ　保健衛生課　☎82-1777